

三重県認知症疾患医療センター（連携型）選定方針

平成 29 年 7 月

三重県健康福祉部長寿介護課

1 目的

三重県認知症疾患医療センター（連携型）を指定するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定にあたっての考え方

- (1) 「4 選定対象医療機関の基本要件」を必須要件とし、1 つでも満たされない場合は審査対象外とする。
- (2) 「5 選定要件」を中心に総合的に検討する。

3 選定対象医療機関

病院又は診療所

4 選定対象医療機関の基本要件

- (1) 週 5 日以上稼働すること。
- (2) 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師が 1 名以上配置されていること。
- (3) 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が 1 名以上配置されていること。
- (4) 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（C T）、磁気共鳴画像装置（M R I）及び脳血流シンチグラフィ（S P E C T）を他の医療機関との連携体制により活用できる体制が整備されていること。
- (5) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制を確保していること。
- (6) 認知症に関して、市町、地域包括支援センター等と連携した取り組みを行っていること。

5 選定要件

- (1) 鑑別診断に係る人員・検査体制が十分か。
- (2) 専門医療相談が実施できる体制が十分か。

- (3) 医療サービス等の提供について、どのような状況か。
- (4) 鑑別診断件数について、どのような実績か。
- (5) 地域の医療関係者および認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院または精神科病院との連携体制は十分か。
- (6) 行政、介護関係者との連携体制は十分か。また、認知症初期集中支援チームにどのように関与しているか。
- (7) 受診や相談に係るアクセスは良好か。
- (8) 認知症疾患医療センターの運営ビジョン等は、どのような内容か。
- (9) 地域への認知症医療に関する情報発信および認知症に関する理解を促す普及啓発にどのように取り組む予定か。
- (10) 認知症医療従事者、地域包括支援センター等職員、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の開催する研修に協力するなど、地域における認知症専門医療に係る研修にどのように取り組んでいるか。あるいは、どのように取り組む予定か。